第6章 高圧ガスの検査

第1 第一種製造者の完成検査(法第20条第1項又は第3項)

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

一般則様式第13「製造施設完成検査申請書」

液石則様式第 13「製造施設完成検査申請書」

(2) 申請時期

高圧ガスの製造のための施設の設置工事又は変更工事を完成し、完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認 定番号も図示すること。

- イ 認定書等の写し(認定書等の交付を受けている機器に限る。)
- ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書(認定書等の交付を受けていない機器に限る。)
- エ 材料証明書(認定書等の交付を受けていない機器に限る。)
- オ 組立状態における気密試験の記録
- カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録
- キ 防爆証明書の写し (防爆性能を有する電気設備を使用する場合に限る。)
- ク 基礎工事の写真(耐震設計構造物に係る基礎に限る。)
- ケ 障壁設置工事の写真(障壁設置時に限る。)
- コ その他許可申請内容を証明する書類等

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料 (6ページ)

3 検査の基準について

高圧ガスの製造のための施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、一般則様式第 15 又は液石則様式第 15 「製造施設完成検査証」 が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 次の変更工事については、変更許可申請は必要であるが完成検査を受ける必要がない。
 - ア ガス設備(耐震設計構造物に係る特定設備を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガス設備の取替えを伴うものにあっては認定品への取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあっては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事であって、当該設備の処理能力の変更が20%以内であるもの。
 - イ 処理能力が 100 m²/目 (不活性ガス又は空気にあっては 300 m²/目) 未満の製造設備 (耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合には特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。) である製造施設の追加に係る変更工事であって、他の製造設備とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。
- (2) 法第20条第1項ただし書き又は同条第3項ただし書きの規定により高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

第4 高圧ガスの検査に係るその他届出等(84ページ)

第2 第一種貯蔵所の完成検査(法第20条第1項又は第3項)

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

一般則様式第 14「第一種貯蔵所完成検査申請書」 液石則様式第 14「第一種貯蔵所完成検査申請書」

(2) 申請時期

第一種貯蔵所の設置工事又は変更工事を完成し、完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認 定番号も図示すること。

- イ 認定書等の写し(認定書等の交付を受けている機器に限る。)
- ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書(認定書等の交付を受けていない機器に限る。)
- エ 材料証明書(認定書等の交付を受けていない機器に限る。)
- オ 組立状態における気密試験の記録
- カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録
- キ 防爆証明書の写し (防爆性能を有する電気設備を使用する場合に限る。)
- ク 基礎工事の写真(耐震設計構造物に係る基礎に限る。)
- ケ 障壁設置工事の写真(障壁設置時に限る。)
- コ その他許可申請内容を証明する書類等

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料 (6ページ)

3 検査の基準について

第一種貯蔵所が法第16条第2項で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、一般則様式第 16 又は液石則様式第 16 「第一種貯蔵所完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 次の変更工事については、変更許可申請は必要であるが完成検査を受ける必要がない。

貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高圧ガスの通る部分の取替えを伴うものにあっては、認定品への取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあっては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更が 20%以内であるもの。

(2) 法第20条第1項ただし書き又は同条第3項ただし書きの規定により高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

第4 高圧ガスの検査に係るその他届出等(84ページ)

第3 保安検査(法第35条第1項)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

一般則様式第 38「保安検査申請書」

液石則様式第 37「保安検査申請書」

(2) 申請時期

保安検査を受検しようとする1ヵ月前までに、申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

高圧ガス設備の処理能力一覧表

全ての高圧ガス設備の処理能力について記載し、あわせて保安検査の対象の有無についても記載すること。

(4) 保安検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。

保安検査受検資料

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料(6ページ)

3 検査の基準について

特定施設が法第8条第1号で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、一般則様式第 39 又は液石則様式第 38「保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

- 5 その他
 - (1) 一般則第79条第3項及び液石則第77条第3項の規定により、特定施設の「基準日」の前後1ヵ 月以内に保安検査を受けた場合は、「基準日」に受けたものとみなす。

(2) 法第35条第1項ただし書きによる高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

☞ 第4 高圧ガスの検査に係るその他届出等(85ページ)

(3) 移動式製造設備の許可と液石法の充てん設備の許可を受けている場合は、製造細目告示第13条 第2項第3号の規定により、液石法第37条の6第1項本文の保安検査を受けているもの又は同項 ただし書きの規定に基づき届け出ているものは、保安検査は受検不要とする。

第4 高圧ガスの検査に係るその他届出等

1 高圧ガス保安協会完成検査受検届書

(1) 提出書類

一般則様式第 17「高圧ガス保安協会完成検査受検届書」 液石則様式第 17「高圧ガス保安協会完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。完成検査証の写し

2 指定完成検査機関完成検査受検届書

(1) 提出書類

一般則様式第 18「指定完成檢查機関完成檢查受檢届書」 液石則様式第 18「指定完成檢查機関完成檢查受檢届書」

(2) 届出時期

指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査証の写し

3 完成検査結果報告書

(1) 提出書類

一般則様式第 19 又は様式第 20「完成検査結果報告書」 液石則様式第 19 又は様式第 20「完成検査結果報告書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

完成検査の記録

4 高圧ガス保安協会保安検査受検届書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 40「高圧ガス保安協会保安検査受検届書」 液石則様式第 39「高圧ガス保安協会保安検査受検届書」
- (2) 届出時期 高圧ガス保安協会による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。
- (3) 次の書類等を添付すること。 保安検査証の写し

5 指定保安検査機関保安検査受検届書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 41「指定保安檢查機関保安檢查受檢届書」 液石則様式第 40「指定保安檢查機関保安檢查受檢届書」
- (2) 届出時期 指定保安検査機関による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。
- (3) 次の書類等を添付すること。 保安検査証の写し

6 保安検査結果報告書

- (1) 提出書類
 - 一般則様式第 42 又は様式第 43「保安検査結果報告書」 液石則様式第 41 又は様式第 42「保安検査結果報告書」
- (2) 届出時期 高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査実施後、遅滞なく届出すること。
- (3) 次の書類等を添付すること。 保安検査の記録